

# 質 問 回 答 書

令和6年5月1日

事業名 糸魚川市公共施設照明設備LED化事業

上記プロポーザルにあたり質問書が提出されましたので回答します。

No.	質問事項	回答
1.	施工管理役割業者は複数でもよろしいでしょうか。共同事業体JV等でも可能でしょうか。 ( <u>実施要領 p3 4応募要件 (3)</u> )	リース役割以外の各役割については、複数者(※法人格を有する者であること)での構成も可としております。なお、JV(共同企業体)は法人格のない団体であるため、応募要件を満たしません。 【回答日:令和6年4月17日】
2.	施工業者の要件で現場代理人等とありますが、資格要件は「電気施工管理技士」でしょうか。「建築施工管理技士」は要件を満たすでしょうか。 ( <u>別紙1 p6 6提出書類一覧</u> )	現場代理人については、資格等を特に求めるものではありませんが、施工役割の事業者は業種「電気」工事の入札参加資格登録のある者としていることから「電気工事施工管理技士」など、国土交通省が公表している「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」の「電気」に記載の資格を有することを要件とします。 【回答日:令和6年4月17日】
3.	グループ構成表は、その他の構成員が多い場合は複数枚となっても構わないでしょうか。 ( <u>実施要領 p6 9参加表明書等の提出 (3)</u> )	構いません。 【回答日:令和6年4月24日】
4.	グループ構成表別紙2「施工協力業者・下請業者一覧表」に記載する業者は変更(追加)となっても構わないでしょうか。 ( <u>実施要領 p6 9参加表明書等の提出 (3)</u> )	書類提出後の変更は認めません。 【回答日:令和6年4月24日】
5.	青海総合文化会館のランプ・器具交換の箇所について、着色行とマルの表示内容が不明確です。 ( <u>別紙3 「照明器具一覧」</u> )	着色漏れ及び○の記載漏れがありましたので、修正しました。 (別紙3 「照明器具一覧」) 【回答日:令和6年4月24日】

6.	<p>「リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数者での構成も可とする」とありますが、リース会社2社が連携して対応することは可能でしょうか。(そのうち1社が代表者となることは可能でしょうか。)</p> <p>(実施要領 p3 4応募要件)</p>	<p>リース役割は一者としています。</p> <p>【回答日:令和6年4月25日】</p>
7.	<p>「同一構成員が他グループの構成員になることはできない」とありますが、地元工事業者が限られている中で、地元工事業者優先で対応したいが、施工協力業者・下請業者は他グループと重複可能でしょうか。</p> <p>また、一方の施工協力業者・下請業者に入っている業者が他グループの施工管理役割業者となっても問題ないでしょうか。</p> <p>(実施要領 p2 4応募要件、p6 9参加表明書等の提出)</p>	<p>施工協力業者・下請業者(以下「協力業者等」という。)について、複数グループの協力業者等になること、並びに他グループの施工管理役割業者となることは認めません。</p> <p><b>補足</b></p> <p>本事業の受注業者が決定した後、市と受注業者の協議により、他グループの協力業者等であった者が受注業者の協力業者等になることは可能です。</p> <p>【回答日:令和6年4月25日】</p>
8.	<p>実施要領9参加表明書等の提出(3)②にて「協力業者又は下請業者に依頼する場合は、当該業者の一覧表 様式 3号 別紙)を添付すること。」と記載がありますが提出後の追加は認められるでしょうか。施工条件によって臨機応変に対応させて頂きたいためです。</p>	<p>書類提出後の変更(追加)を認めません。</p> <p>ただし、本事業の受注業者が決定した後、市と受注業者の協議により、施工協力業者・下請業者を変更(追加)することは可能です。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
9.	<p>ランプ交換実施に対して、経産省ではJLMA301(ガイド 301)と言う規格を定めていますがこれに準拠すると言う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「JLMA301」については、【別紙1】賃貸借仕様書「2事業内容 (1)LED 照明器具仕様 ①構造・規格等(ク)」に記載のとおりです。</p> <p>また、既設器具の改造工事に係る日本照明工業会「ガイド 301」については、お見込みのとおりです。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
10.	<p>他の自治体における類似事業における動産総合保険の付保期間はリース契約期間と揃えるケースが多いのですが、本件においては設置作業完了～リース契約期間開始日までの保険料も見込む、と言う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご提案いただいた内容により決定します。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>

11.	<p>万一、対象施設の統廃合など貴市による一方的な事由を理由として、賃貸借期間中に契約変更や契約解除が発生した際、同変更・解除の事由が受注者の責任に起因しない場合には、同残賃借料つきまして貴市にご負担いただけますでしょうか。</p>	<p>左記のように受注者側に全く責任がなく、発注者側の一方的な事由を理由とする契約変更や契約解除であれば、残賃借料は発注者が負担すべきものであると捉えています。</p> <p>以上を踏まえ、詳細は契約条項に記載します。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
12.	<p>本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。</p>	<p>協議は可能です。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
13.	<p>入札/契約保証金は免除頂けますでしょうか。</p>	<p>入札保証金及び契約保証金は免除します。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
14.	<p>本件にて利用予定の、賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前に頂けますでしょうか。</p>	<p>賃貸借契約書(ひな形)は公表しません。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
15.	<p>落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>協議は可能です。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>
16.	<p>本件、実際にご契約を頂けます場合は、貴市と代表企業(代表企業単体の名義)による2社間契約を頂けるとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>【回答日:令和6年4月26日】</p>

17.	<p>本件、対象物件に動産総合保険を付保することが条件となっております。同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。万一、物件に滅失・破損等の損害が発生し、保険適用外の事態となってしまう、貴市負担にて物件の復旧又は、契約が継続できない場合、残賃貸借料金については別途協議するということが宜しいでしょうか。</p>	<p>別途協議とします。 【回答日：令和6年4月26日】</p>
18.	<p>物件に付保致します保険は、新価保険ベースの動産総合保険への加入で宜しいでしょうか。</p>	<p>新価保険も含め、ご提案いただいた内容により決定します。 【回答日：令和6年4月26日】</p>
19.	<p>本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は含めない)との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 【回答日：令和6年4月26日】</p>
20.	<p>最優秀提案者となれました後、協議事項について合意に至らず、交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか。</p>	<p>原則、当市が対象事業者に不利益となる対応をとることはありません。なお、交渉断念される理由(関係法令や本事業プロポーザル実施要領等に照らし適正な理由であることを)確認させていただきます 【回答日：令和6年4月26日】</p>
21.	<p>「機器納入役割」とは、製品を供給するメーカーの理解でも宜しいでしょうか。 (実施要領 p2 4応募要件 (2))</p>	<p>お見込みのとおりです。 【回答日：令和6年5月1日】</p>
22.	<p>以下の提出書類(以下の①～⑥)とありますが、①～③までの記載となっております。提出書類は①～③で宜しいですか。また、「③その他関係書類 財務諸表」は、公告済みの最新決算年度分で良いでしょうか。 (実施要領 p6 9参加表明書等の提出 (3))</p>	<p>提出書類は①～③です。 また、財務諸表については、お見込みのとおりです。 【回答日：令和6年5月1日】</p>

23.	<p>「施設ごとに請求書を発注者に請求するものとし」とあるが、13ヶ所に請求するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(別紙1 p5 その他特記事項(5))</p>	<p>原則、13施設ごと請求書を作成いただき、各施設の所管課に提出していただきます。</p> <p>なお、所管課が同一の場合、請求書を1枚に集約することについて別途受注業者と協議させていただく場合があります。</p> <p>【回答日:令和6年5月1日】</p>
-----	---	--